

環境森林部が発注する建設工事の間接工事費の地域補正について

平成30年9月11日

環境森林部が発注する建設工事の積算に用いる間接工事費の地域補正について、下記のとおり適用することとしましたのでお知らせします。

記

1 適用内容について

施工場所が、施工地域区分「山間僻地及び離島」に該当する場合は、共通仮設費率及び現場管理費率に補正係数を乗じることとする。

(1) 「山間僻地」は、次に該当する地区とする。

過疎地域自立促進特別措置法第2条の過疎地域又は山村振興法第7条の規定に基づき振興山村に指定された地域に含まれる地区（工事の施工場所から最寄りの市町村役場（支所等を含む。）の所在地又は最寄りの市町村の中心地までの陸路が10km未満である地区を除く。）

県内の「過疎地域」又は「振興山村地域」に該当する地域

西白杵：管内全域

東白杵：延岡市(旧北方町、旧北川町、旧北浦町)、日向市(旧東郷町)、諸塚村、椎葉村、美郷町

児湯：西都市(旧三財村、旧三納村、旧東米良村2-1 ※1)、西米良村、木城町、都農町

中部：綾町

西諸県：小林市(旧須木村、旧野尻町)、えびの市、高原町

北諸県：都城市(旧山之口町、旧高崎町)

南那珂：管内全域

※1：旧東米良村が西都市と木城町に編入された際の呼称。西都市が「2-1」、木城町は「2-2」となる。

(2) 共通仮設費（率分）の計算

共通仮設費（率分）＝対象額×共通仮設費率×補正係数（1.3）

(3) 現場管理費（率分）の計算

現場管理費（率分）＝対象額×現場管理費率×補正係数（1.0）

(4) 適用工事の確認方法

別紙参照

2 対象となる工事

環境森林部が発注する工事のうち、単価適用年月日が平成30年10月1日以降のもの

3 問い合わせ先

宮崎県環境森林部

自然環境課技術管理担当 TEL 0985-26-7164

別紙

○地域補正なしの場合

2 頁

今 回			
工 事 概 要			
起 工 理 由 又 は 変 更 理 由			
事業費	円	変更による 増減額	円
実施設計金額	円	変更による 増減額	円
請負代金額	円	変更による 増減額	円
変更請負代金額 計算式			
調整区分			
積上計算根拠	単価 H30.10. 1 単価地区 西米良村の大部分 労務単価割増 0 % 工種区分 道路工事		
諸経費計算根拠	施工地域区分 補正無し ← ここを確認する。		

宮城県

○地域補正（山間僻地及び離島）ありの場合

2 頁

今 回			
工 事 概 要			
起 工 理 由 又 は 変 更 理 由			
事業費	円	変更による 増減額	円
実施設計金額	円	変更による 増減額	円
請負代金額	円	変更による 増減額	円
変更請負代金額 計算式			
調整区分			
積上計算根拠	単価 H30.10. 1 単価地区 西米良村の大部分 労務単価割増 0 % 工種区分 道路工事		
諸経費計算根拠	施工地域区分 山間僻地及び離島 ← ここを確認する。		

宮城県

「過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域」及び「山村振興法に基づく地域」

